

## 議案第41号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「保健福祉事業（第4条）」に改める。

第3章を次のように改める。

### **第3章 保健福祉事業**

**第4条** この市は、保健福祉事業として、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行う。

### **附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

小田原市長 加藤 憲一

（理由）

国の地域支援事業における取扱方針を踏まえ、家族介護用品支給事業を保健福祉事業として実施することに伴い、当該事業を本市の介護保険の事業として追加するため提案するものであります。